本庁舎の規模の検討

(1) 規模算定の検討視点

庁舎の面積算定には、総務省の「地方債同意等基準」があります。これは、 庁舎建設の際に起債をするための基準となる面積を算定するものでした。現 在は交付金として措置されるため、この基準に沿う必要はありませんが、客 観的な基準として参考となるものです。

ここでは、同基準に沿って全体としての必要面積を算出し、ここから既存 の第二庁舎の延床面積、(仮称)第三庁舎の想定延床面積を差し引き、最後 に基準には含まれていない「市民協働機能」を盛り込んで検討しました。

① 総務省の地方債同意等基準に基づく庁舎標準面積

4. 5 m² × 換算職員数 (換算率により補正したもの)

次 部 係課 課 長 三特 区分 長佐 别 長 長 長 職員 換算率 役 職 級 級 級 人口5万人以上 $\times 2$ $\times 20$ $\times 9$ \times 5 \times 1 50万人未満の市町村 ※算定対象職員数 4人 37人 51人 367人 563人

表 1 補正を行う換算職員数

※算定対象職員数は、平成25年4月1日現在の正規職員数

② 総務省の地方債同意等基準に基づく新庁舎延床面積の算定

表2 起債基準による庁舎標準面積の算定

		起債の基準				庁舎床面積
区分		職員数①	換 算率 ②	換 職員数 (①×②)	基準 面積 (職員1人 あたり)	積算根拠 (換算職員数 ×4.5 ㎡)
事務室		1,022				8, 842. 5 m ²
内訳 (応接室 を含む)	特別職	4	2 0	8 0	4. 5 ㎡/人	360. 0 m²
	部長・次長級	3 7	9	3 3 3		1, 498. 5 m²
	課長級	5 1	5	2 5 5		1, 147. 5 m²
	係長級	367	2	7 3 4		3, 303. 0 m²
	一般職員	563	1	563		2, 533. 5 m²
倉庫		事務室面積×13%			1, 149. 5 m²	
会議室等		常勤職員数×7.0 m²			7, 154. 0 m²	
事務室・倉庫・会議室等の面積			17, 146. 0 m²			
玄関室等 (玄関·広間·廊下·階段等)		各室面積(事務室・倉庫・会議室等)×40%				6, 858. 4 m²
議会関係諸室 (議場、委員会室、議員控室)		議員定数×35 ㎡				1, 120. 0 m²
庁舎面積(全体)						25, 124. 4 m²

③ 第二庁舎の延床面積、(仮称) 第三庁舎の想定延床面積を考慮した本庁舎の想定規模(案)

下記のとおり本庁舎の必要面積は、16,076.9 ㎡となります。

庁舎全体面積	25, 124. 4 m²	
- 第二庁舎延床面積		−5, 301. 2 m²
一 (仮称)第三庁舎延床面積		-4,500.0 m²
+ 市民協働機能	全体面積×(約3%)	+753.7 m²
本庁舎必要面積〔全体-第二庁舎-	16, 076. 9 m²	

※市民協働機能は、先進事例を参考に設定